

令和5年度 特別区職員Ⅲ類採用試験、経験者採用試験・選考、  
障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験を実施します

今年度からの主な変更点

- 1 新たな試験・選考区分の創設
- 2 チャレンジしやすい試験内容に変更
- 3 継続勤務条件の緩和
- 4 障害者を対象とする採用選考における上限年齢の引き上げ

上記採用試験・選考を、次のとおり実施します。

1 申込受付は6月22日(木)から!

採用試験・選考申込みは、インターネットによる受付を行っています。特別区人事委員会のホームページにアクセスの上、申込手続きを行ってください。

なお、障害者を対象とする採用選考は、郵送による申込みも可能です。

2 採用予定者数(全試験・選考において採用予定者数増加)

試験・選考区分	Ⅲ類採用試験	経験者採用試験・選考※1	障害者を対象とする採用選考	就職氷河期世代を対象とする採用試験※2
	事務	下表のとおり	事務	事務
令和5年度採用予定者数	156	635	84	41
令和4年度採用予定者数(参考)	136	398	76	34

※1 I類採用試験及び就職氷河期世代を対象とする採用試験との併願はできません。

※2 I類採用試験及び経験者採用試験・選考との併願はできません。

経験者採用試験・選考における試験・選考区分は下記のとおりです。

採用区分	必要な年数	試験・選考区分
1級職	直近10年中 4年以上	事務(一般事務)、事務(ICT)、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理
2級職 (主任)	直近14年中 8年	事務(一般事務)、事務(ICT)、土木造園(土木)、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理
3級職 (係長級)	直近18年中 12年	事務(ICT)、児童福祉、児童指導、児童心理

※各試験・選考の受験資格等の詳細については、特別区人事委員会ホームページでご確認ください。

【ホームページURL】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

※各試験・選考案内については、特別区人事委員会ホームページ上のみでの公開となります。

# 今年度からの主な変更点

## 1 新たな試験・選考区分の創設 New!!

経験者採用試験・選考において、新たにICT人材（「事務（ICT）」区分）の採用試験・選考を実施します！

### ・主な受験資格

民間企業等における職種に関連した業務従事歴が下記の年数以上ある人

採用区分	必要な年数	職種に関連した業務従事歴
1級職	1つの民間企業等での継続した経験（4年以上） 直近10年中 4年	システム構築等の企画・要件定義・設計・開発・運用（プロジェクトの進捗管理を含む）、DX・ICT活用の企画・立案、コンサルティング等に関連した業務
2級職（主任）	・1つの民間企業等での継続した経験（4年以上） 直近14年中 8年	
3級職（係長級）	・1年以上の期間について、複数のものを通算可能 直近18年中 12年	

### ・試験内容

	試験内容
第1次試験	教養試験：五肢択一式、20題（知能14題、知識（社会事情）6題）必須回答 論文試験：ICT論文 ※ICTをテーマとして経験や知識を問う論文1題
第2次試験	口述試験

### ・情報系資格保有者への点数加算

独立行政法人情報処理推進機構が実施する試験に合格している受験者には一定点の加算を行います。  
※ITパスポート試験を除く。

## 2 チャレンジしやすい試験内容に変更

経験者採用試験・選考の技術系職種について、試験内容を変更します！

### ・対象職種 土木造園（土木）、建築、機械、電気

### ・試験内容

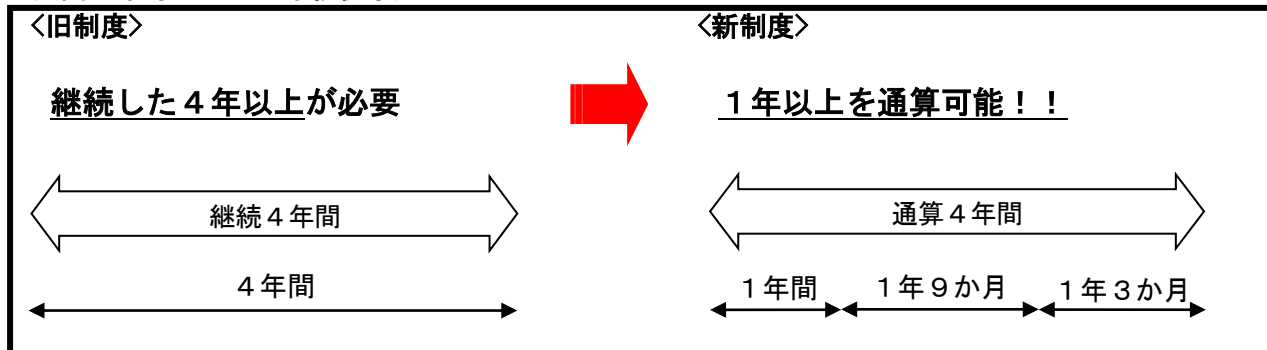
第1次試験の**教養試験**が廃止されます！！

	新	旧
第1次試験	<b>職務経験論文 課題式論文</b> のみ	教養試験・職務経験論文・課題式論文
第2次試験	口述試験	口述試験

### 3 継続勤務条件の緩和

経験者採用試験・選考の技術系職種及び福祉職について、受験資格の継続勤務条件が緩和されます！

- ・対象職種 土木造園（土木）、建築、機械、電気、福祉
- ・民間企業等における業務従事歴について



詳細は下表のとおり。

採用区分	試験・選考区分	新	旧
1 級職	土木造園（土木）	民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人。	民間企業等における業務従事歴が直近10年中4年以上ある人。
	建築	<b>業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。</b>	業務従事歴は、1つの民間企業等での継続した経験のみを対象とし、複数の経験は通算しない。
	機械		
	電気		
	福祉		
2 級職	土木造園（土木）	民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある人。	民間企業等における業務従事歴が直近14年中8年以上ある人。
	建築	<b>業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。</b>	業務従事歴は、1年以上の期間について、複数のものを通算することができる。ただし、そのうち1カ所については、継続した4年以上の経験を有すること。
	福祉		

### 4 障害者を対象とする採用選考における上限年齢の引き上げ

受験資格の上限年齢を61歳未満までに引き上げます。

新	旧
18歳以上 <b>61歳</b> 未満	18歳以上32歳未満